横浜市内 居宅介護支援事業所 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所

様

運営法人代表者 様

管理者

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所介護事業所等における宿泊サービスの提供について

横浜市では、「横浜市における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針(以下、指針という。)」において、宿泊サービスの提供について定めています。

令和2年11月20日事務連絡で、連続した宿泊が長期間継続している利用者(以下、長期宿泊利用者という。) 等について注意喚起しましたが、長期宿泊利用者が多く見られ利用定員の上限近くでの宿泊サービスの提供が常態化している事業所等、本来の宿泊サービスの提供の趣旨にそぐわないと思われるケースが依然見受けられます。 当該事業所においては、新型コロナウイルス等の感染者が発生した場合に、隔離やゾーニングを十分に実施するのが困難である一方、非感染者を事業所外の居宅等に移すこともできず、集団感染のリスクが非常に高い状況で宿泊サービスの提供を継続することとなります。

<u>そうした状況を利用者・家族に説明し理解を得た上で、居宅介護支援事業所と密接に連携を図り必要な代替サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特養・老健やGHなどの高齢者施設への入所等)への変更</u>等をご検討ください。

担当:横浜市健康福祉局介護事業指導課 671-3461

(指針より抜粋)

- 3 宿泊サービスの提供
- (1)宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1) の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。 なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討すること。